

国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年6月18日法律第97号)、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則(平成15年11月21日財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第一号)及び研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年1月29日文科科学省・環境省令第1号。以下「法令等」という。)に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)において遺伝子組換え生物等の使用等、情報提供及び輸出に関する措置について遵守すべき事項を定め、もって遺伝子組換え生物等の安全かつ適切な管理を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規定において「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項(図書館を除く)及び第11条第1項という本学における組織及び施設をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(実験責任者)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年6月18日法律第97号)、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則(平成15年11月21日財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第一号)、<u>研究開発等</u>に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年1月29日文科科学省・環境省令第1号)及び研究開発等に係る<u>遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件(平成16年1月29日文科科学省告示第7号)</u>(以下「法令等」という。)に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)において遺伝子組換え生物等の使用等、情報提供及び輸出に関する措置について遵守すべき事項を定め、もって遺伝子組換え生物等の安全かつ適切な管理を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項(<u>図書館及び環境安全管理センターを除く。</u>)及び第11条第1項という本学における組織及び施設をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(実験責任者)</p> <p>第5条 (略)</p>	

<p>2 (略)</p> <p>3 実験責任者は、当該実験計画の遂行について責任を負うとともに、<u>第 11 条に定める教育訓練を行うほか</u>、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 実験計画の立案及び実施に際して、法令等及びこの規程を遵守し、<u>主任者との緊密な連絡の下に</u>、実験全体の適切な管理・監督に当たること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(実験計画の申請等手続及び審査)</p> <p>第 7 条 実験責任者は、実施しようとする実験計画について、別に定める申請書等を<u>国立大学法人東京農工大学特定生物安全管理小委員会要項第 3 条に定める安全主任者の助言・確認を受けた後</u>、組織等の長を経由して学長に提出しなければならない。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第 10 条 実験責任者は、<u>実験の開始前に主任者の指示又は助言をもとに実験従事者に対し法令等及びこの規程を熟知させるとともに</u>、次の各号に掲げる教育訓練を行い、<u>その記録を作成しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 実験責任者は、当該実験計画の遂行について責任を負うとともに、<u>実験従事者に対し法令等及びこの規程を熟知させるほか</u>、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 実験計画の立案及び実施に際して、法令等及びこの規程を遵守し、<u>国立大学法人東京農工大学特定生物安全管理小委員会要項第 3 条に定める安全主任者(以下「主任者」という。)</u>との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理・監督に当たること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(実験計画の申請等手続及び審査)</p> <p>第 7 条 実験責任者は、実施しようとする実験計画について、別に定める申請書等を主任者の助言・確認を受けた後、組織等の長を経由して学長に提出しなければならない。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第 10 条 学長は、<u>実験責任者及び実験従事者に対し法令等及びこの規程を熟知させるため</u>、次の各号に掲げる教育訓練を<u>年 1 回以上実施</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	
---	---	--

附 則 (教規程第 57 号)

この規程は、平成 27 年 6 月 29 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。